

浜松市環境配慮指針のあらまし

～環境と調和のとれた開発を目指して～



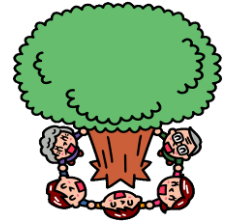
「浜松市環境配慮指針」は、環境と調和のとれた開発を目指して、浜松市環境基本条例第8条各号に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際に、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針として平成27年3月に策定しました。

環境配慮の基本的考え方を整理し、行政区別環境配慮の方向をまとめ、開発事業の特性や各段階に応じた環境配慮事項を示しています。

1 環境配慮の基本的考え方

指針の対象とする環境要素は、「生活環境」「生物多様性」「快適環境」「地球環境」とします。

環境配慮の基本的考え方として、土地利用区分別の配慮、上記の各環境要素の特性や環境配慮の観点などを以下に示します。開発事業に対する環境配慮を検討する際には、これらの考え方を事前に確認してください。

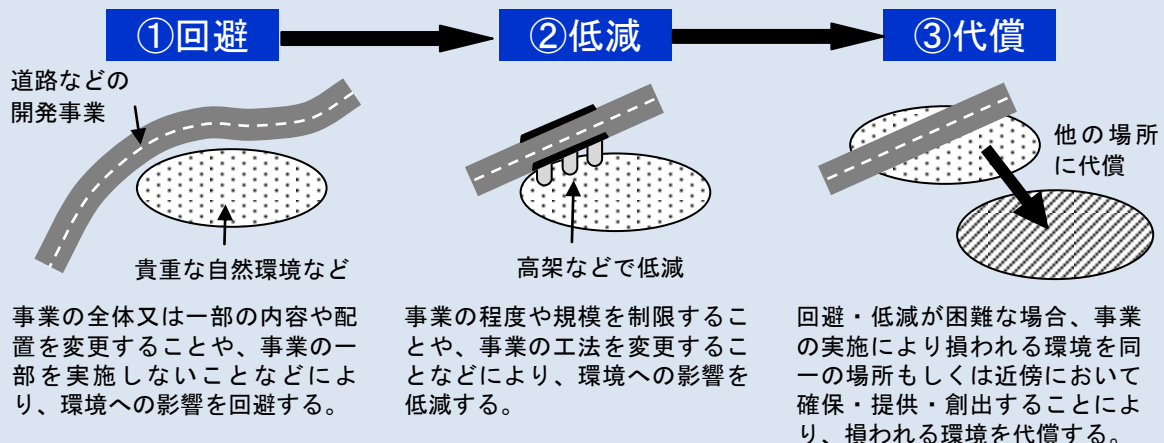


環境要素等	各環境要素等の特性や環境配慮の観点	
土地利用	土地利用区分別の配慮	<input type="checkbox"/> 森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、市街地、その他 の土地利用区分に応じた配慮
生活環境	大気環境への配慮	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法・悪臭防止法の遵守
	水環境への配慮	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法の遵守
	土壌環境への配慮	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法の遵守
	騒音・振動への配慮	<input type="checkbox"/> 騒音規制法・振動規制法の遵守
生物多様性	動植物の生息・生育地の保全の考え方	<input type="checkbox"/> 保護区域の設定による配慮 <input type="checkbox"/> 動植物の生息・生育地の望ましい配置
	貴重種等への配慮	<input type="checkbox"/> 静岡県版レッドデータブックの保護方針 <input type="checkbox"/> 天然記念物（動植物）の保護 <input type="checkbox"/> 保存樹・保存樹林の保護
	地域を特徴づける生態系への配慮	<input type="checkbox"/> 生態系の考え方（上位性・典型性・特殊性）の確認 <input type="checkbox"/> 自然環境特性による地域区分※の概況の確認 <input type="checkbox"/> 注目すべき場所※の確認
快適環境	景観への配慮	<input type="checkbox"/> 本市の特性にふさわしい良好な景観への配慮 <input type="checkbox"/> 眺望景観（主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観）への配慮
	人と自然との触れ合いの活動の場への配慮	<input type="checkbox"/> 人と自然との触れ合いの活動の場の消失・改変及び利用性・快適性への配慮
	歴史・文化的遺産への配慮	<input type="checkbox"/> 名勝、天然記念物、文化的景観の保護
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用	<input type="checkbox"/> 省エネルギー化・再生可能エネルギーの利用促進 <input type="checkbox"/> 資源の有効利用（発生抑制・再資源化）

※ 「生物多様性はままつ戦略」参照

環境保全措置

開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は、「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、「代償」することによって環境影響を緩和します。開発事業による環境影響は、この考え方に則り、①回避、②低減、③代償という優先順位で検討することが望まれます。



2 対象とする開発事業

指針では、公共事業、民間事業の区別に関わらず、市内で実施される事業のうち、以下の表に示す9区分の事業を対象とします。

なお、対象事業規模に満たない各種事業についても、できる限り指針の内容を参考とするとともに、貴重種の生息・生育地や「特に配慮すべき場所」(「4 開発事業地及びその周辺環境特性の確認」項目参照)などが開発予定地に存在する場合は、積極的に環境配慮を実施するように努めてください。

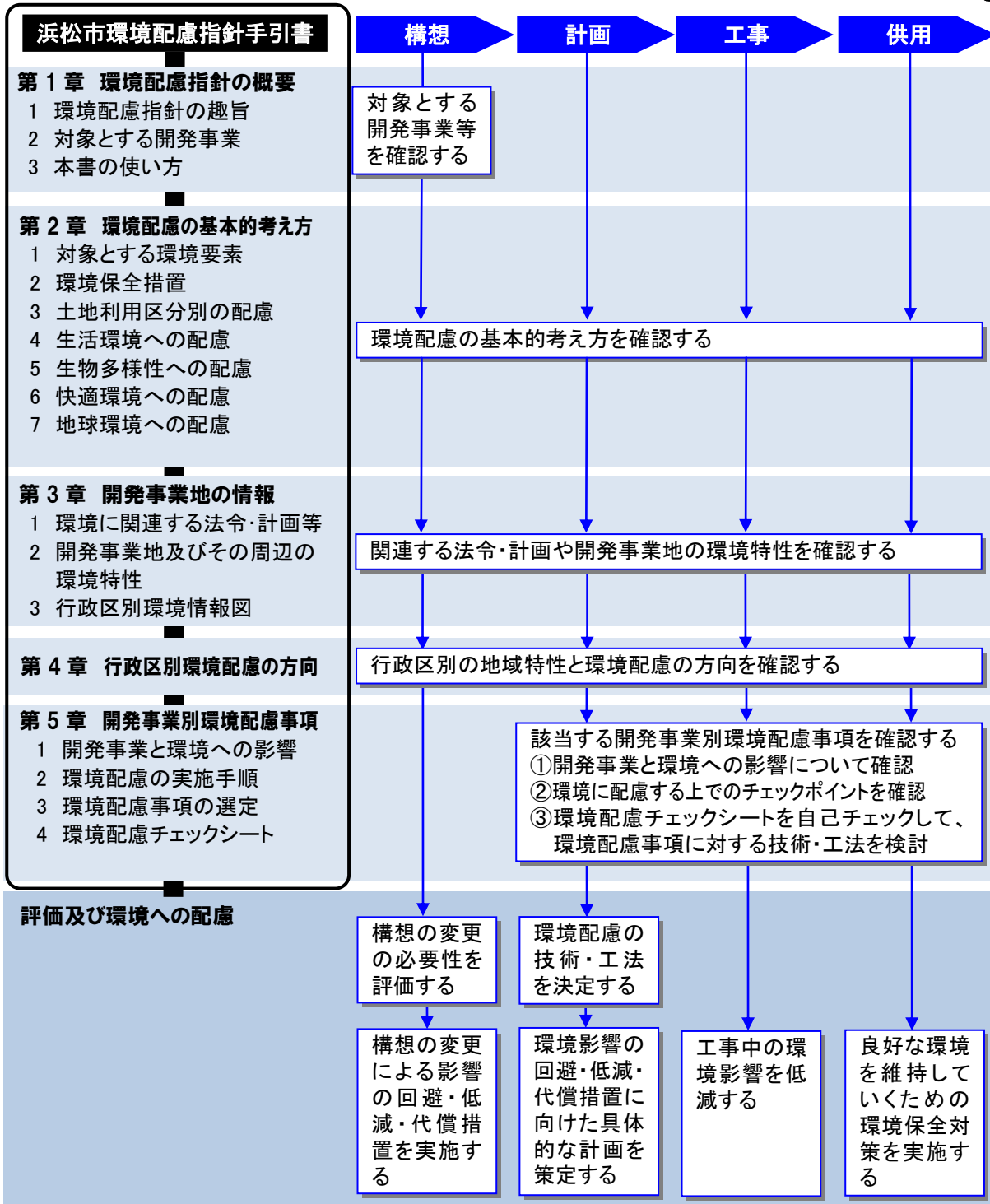


事業区分	事業内容	事業規模
(1) 交通基盤整備事業	道路の建設	【自動車専用道の新設・改築】 すべて 【一般国道、県道、市道等の新設・改築】 4車線以上かつ長さ5km以上 ※改築の場合は、改築後の車線・延長 【林道・林業専用道の新設】 長さ500m以上
	鉄道の建設	長さ5km以上
(2) 河川・港湾整備事業	河川の整備	整備延長500m以上
	用排水路の整備	
	海岸の整備	
	ダム建設	貯水面積が2,000㎡以上のダム・堰の新築
	放水路の建設	変更面積が2,000㎡以上の放水路の設置
	埋立・干拓	2,000㎡以上の公有水面の埋立・干拓
	マリーナの建設	すべての事業
(3) 農用地整備事業	農用地の造成	2,000㎡以上の農用地の造成
(4) 面整備事業	土地区画整理	以下の施行区域面積に該当する事業 ●市街化区域又は都市計画区域外の場合 2,000㎡以上 ●市街化調整区域の場合 5,000㎡以上
	住宅地の整備	
	商業・業務施設の建設	
	工場・事業場の建設	
	レクリエーション施設の建設	
	面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成	
(5) 公園整備事業	公園の建設	
(6) 上下水道施設整備事業	上水道浄水施設の建設	
	下水道終末処理施設の建設	
(7) 廃棄物処理施設整備事業	ごみ処理施設の建設	すべての事業
	し尿処理施設の建設	
	最終処分場の建設	
	産業廃棄物中間処理施設の建設	
(8) 土砂採取・残土処理事業	土の採取等	施行区域面積が2,000㎡以上の事業
	残土の処理	
(9) 発電事業	火力発電所(バイオマス発電、廃棄物発電を含む)の建設	以下の施行区域面積に該当する事業 ●市街化区域又は都市計画区域外の場合 2,000㎡以上 ●市街化調整区域の場合 5,000㎡以上
	水力発電所の建設	
	風力発電所の建設	

※ 環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。

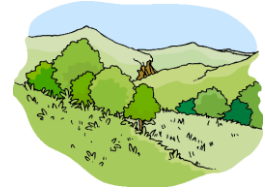
3 環境配慮の実手順

開発事業の実施にあたっては、「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において、実行可能な範囲で環境への影響を最小限にする必要があります。開発事業の各段階における環境配慮の実手順を、「浜松市環境配慮指針手引書」の参照項目と併せて以下に示します。



4 開発事業地及びその周辺的环境特性

開発事業を実施する際は、生活環境の保全だけでなく、生物多様性の保全、快適環境資源の保全・活用、地球環境の保全に努めながら、事業を進めなければなりません。以下の表を参考に、開発事業地及びその周辺の環境特性を確認してください。



項目	確認内容		資料名など	担当関係課	
土地利用	土地利用の状況	森林地域 農村地域 河川・湖沼・海岸 市街地（住宅地、 商業・工業地域）	★国土数値情報（土地利用）	国土交通省	
	生物多様性	貴重な動植物の 生息・生育地	貴重種の生息・生育状況	浜松市自然環境マップ【非公開】 （市環境政策課で情報提供は可能） 生物多様性はままつ戦略 自然環境保全基礎調査（生物多様性情報システム） まもりたい静岡県の野生生物（県版 レッドデータブック）	市環境政策課 市環境政策課 環境省 県自然保護課
天然記念物（動植物）			浜松市文化財分布図 ★浜松市自然環境マップ（指定文化財 （天然記念物））	市文化財課 市環境政策課	
保存樹・保存樹林			★浜松市自然環境マップ（保存樹・保存樹林）	市緑政課	
地域を特徴づける生態系			注目すべき場所	★生物多様性はままつ戦略	市環境政策課
快適環境		主要な眺望点・ 景観資源・主要な眺望景観	名勝・天然記念物（動植物以外）	浜松市文化財分布図 ★浜松市自然環境マップ（指定文化財 （天然記念物））	市文化財課 市環境政策課
			景観資源	自然環境保全基礎調査（自然景観調査） （生物多様性情報システム）	環境省
				浜松市景観形成基本計画	市土地政策課
		主要な人と自然との 触れ合いの活動の場	公募により選定された環境資源	★浜松市自然環境マップ（新・浜松の 自然100選） 音・かおり・光資源百選	市環境政策課 市環境保全課
			公園・緑地	★都市計画公園・緑地位置図	市緑政課
				★東海自然歩道	県観光政策課
	★ふるさとの自然・西部編			県環境ふれあい課	
	歴史・文化的遺産の所在地	公募により選定された環境資源	★浜松市自然環境マップ（新・浜松の 自然100選） 音・かおり・光資源百選	市環境政策課 市環境保全課	
		埋蔵文化財包蔵地	浜松市文化財分布図	市文化財課	
			★浜松市自然環境マップ（新・浜松の 自然100選（歴史文化に関わる自然））	市環境政策課	

注）★印は「浜松市環境配慮指針手引書」に収録している「行政区別環境情報図」に掲載されているもの。



事業者は、生活環境（大気、水質、土壌及び騒音）各分野の環境基準を超過することのないように対策を講じるとともに、環境法令・計画等によって地域指定を受けている地域では、定められた制約条件を遵守する必要があります。

5 行政区別環境配慮の方向

本市は豊かな自然環境を有し、土地利用の状況も地域によって大きく異なります。そのため、開発事業を実施する際は各地域の特徴を踏まえた環境配慮を行うことが必要です。地域特性に応じた環境配慮が見込まれる「生物多様性」「快適環境」の環境要素について、行政区別の環境配慮の方向を示します。



行政区	生物多様性	快適環境
中区	<ul style="list-style-type: none"> □ 市街地に点在する社寺林などの常葉緑樹林の保全 □ 公園緑地や街路樹などの緑化による緑の新たな創出やネットワーク化 □ 佐鳴湖北側及び新川(都田川水系)、段子川周辺の斜面林、富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区の豊かな自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> □ 馬込川や新川(都田川水系)、三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地、市街地周辺の農地・里山の自然景観の保全 □ 名勝に指定されている佐鳴湖の景観の保全 □ 浜松城公園、浜松八幡宮などの公園緑地や社寺林の自然環境及び景観の保全
東区	<ul style="list-style-type: none"> □ 水田が持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能の維持 □ 天竜川の河畔林や河川敷砂礫地植生、自然裸地などの河川環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> □ 天竜川、安間川、芳川、馬込川などの河川、農地・里山、三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地などの自然景観の保全 □ 安間川公園、中田公園などの公園緑地の自然環境及び景観の保全
西区	<ul style="list-style-type: none"> □ 遠州灘海岸の大規模な砂丘や砂防林のマツ植林の自然環境の保全 □ 鳥類の重要な生息場所となっている村櫛の干拓地の保全 □ 魚類や甲殻類の生息地であるアマモ場や水鳥の重要な生息地である干潟の保全 	<ul style="list-style-type: none"> □ 浜名湖や佐鳴湖、遠州灘海岸の美しい砂浜や松林、市街地周辺の農地・里山の自然景観の保全 □ 名勝に指定されている佐鳴湖や浜名湖の景観の保全 □ 浜名湖での潮干狩りや魚釣り、佐鳴湖での動植物の観察や桜の花見などへの配慮
南区	<ul style="list-style-type: none"> □ 遠州灘海岸の大規模な砂丘や砂防林のマツ植林、湿地の自然環境の保全 □ 市の天然記念物に指定されている浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地の保全 □ 県内でも有数の野鳥飛来地となっている天竜川河口、馬込川河口の河川環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> □ 天竜川、馬込川などの河川、中田島砂丘をはじめとする遠州灘海岸の美しい海岸の砂浜及び松林の自然景観の保全 □ 自然観察ポイントである天竜川河口、馬込川河口などの人と自然との触れ合いの活動の場の保全
北区	<ul style="list-style-type: none"> □ 雨生山の蛇紋岩地域、竜ヶ石山の石灰岩地域などの特徴的な地形・地質を有する自然環境の保全 □ 野鳥の主要な越冬地となっている奥浜名湖及びその周辺の樹林の保全 	<ul style="list-style-type: none"> □ 浜名湖や都田川、都田川沿いに存在する斜面林、北部の森林などの自然景観の保全 □ 自然観察ポイントである奥山高原、奥浜名湖湖岸、渋川つつじ公園付近などの人と自然との触れ合いの活動の場の保全
浜北区	<ul style="list-style-type: none"> □ 県立森林公園周辺に生育しているまとまった面積のアカマツ林の保全 □ 天竜川の河畔林や河川敷砂礫地植生、自然裸地などの河川環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> □ 天竜川、馬込川、御陣屋川などの河川、三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地などの自然景観の保全 □ 自然観察ポイントである県立森林公園などの人と自然との触れ合いの活動の場の保全
天竜区	<ul style="list-style-type: none"> □ 区域の大部分を占める森林の持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能の維持 □ 亜高山地域や白倉原生林などの自然度の高い植生や動物が分布する自然環境の保全 □ 龍山や浦川、竜頭山・観音山周辺の樹林などの局所的な自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> □ 気田川、阿多古川などの河川とその沿川を水辺の散策空間として保全・活用 □ ハイキングのできるスーパー林道天竜線、遊歩道が整備された天竜の森などの人と自然との触れ合いの活動の場の保全・活用 □ 天竜川上流やダム湖面におけるカヌーや漕艇などの水面レジャーの活動への配慮

6 環境配慮事項の選定

環境配慮事項の選定は、開発事業地及びその周辺の特長（土地利用、特に配慮すべき場所）を確認し、以下の「環境配慮事項選定マトリックス」に照らし合わせて行います（●印を選定）。

なお、対象事業別の環境配慮事項及びその具体的な参考手法を示す環境配慮チェックシートを、「浜松市環境配慮指針手引書」に掲載しています。



①チェックポイントの選定（横軸）

開発事業地について、該当する「土地利用」の状況と「特に配慮すべき場所」の有無をチェックします。
 （※注目すべき場所は「生物多様性はままつ戦略」参照）

②環境配慮事項の選定（縦軸）

「①チェックポイントの選定（横軸）」で当てはまる●印の環境配慮事項（共通及び記号A～I）を選定します。

土地利用	特に配慮すべき場所
<input type="checkbox"/> 森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、その他	<input type="checkbox"/> 歴史・文化的遺産の所在地
<input type="checkbox"/> 市街地（住宅地、商業・工業地域）	<input type="checkbox"/> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
<input type="checkbox"/> 貴重な動植物の生息・生育地	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観
	<input type="checkbox"/> 地域を特徴づける生態系（※注目すべき場所）

共通		環境に配慮した計画・工事の検討や工程管理		●	●	●	●	●	●	
生活環境	A	市民が安全・安心に暮らせる生活環境の創出	A1	生活環境全般への配慮	●	●				
			A2	大気環境への配慮	●	●				
			A3	水環境への配慮	●	●				
			A4	土壌環境への配慮	●	●				
			A5	騒音・振動への配慮	●	●				
生物多様性	B	動植物の生息・生育地の保全（守る）	B1	動植物の生息・生育地における改変の回避・低減	●	●	●			
			B2	工事による改変の最小化	●		●			
			B3	建設作業機械や工事車両による影響の低減			●			
			B4	道路や施設の設置による影響の低減			●			
			B5	濁水の流出や水量の減少による影響の低減	●	●	●			
	C	動植物の生息・生育地における連続性の確保（つなげる）	C1	樹林地や水辺の連続性の確保	●		●			
			C2	動物のロードキル（轢死）や落下防止	●		●			
	D	動植物の生息・生育空間の保全・創出（もどす）	D1	生息・生育環境の復元	●		●			
			D2	樹林地の適正管理	●	●	●			
			D3	動植物の新たな生息・生育環境の創出	●	●	●			
D4			動植物の移動・移植			●				
E	地域性種苗による緑化・外来種の拡散防止（抑える）	E1	地域性種苗による緑化	●		●				
		E2	外来種の拡散防止	●		●				
快適環境	F	景観の保全・創造	F1	魅力的な市街地景観の形成		●				
			F2	恵まれた自然景観の保全	●			●		
			F3	暮らしの景観（地域景観）の保全・創出	●	●		●		
	G	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創造	G1	人と自然との触れ合いの活動の場の改変の回避	●	●			●	
			G2	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創出	●	●			●	
	H	歴史・文化的遺産の保全	H	歴史・文化的遺産の保全				●		●
地球環境	I	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用	I1	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用	●	●				
			I2	資源の有効利用	●	●				

事業者の皆様へ

環境配慮の基本的考え方、開発事業地の情報、行政区別環境配慮の方向、開発事業別環境配慮事項やその参考手法(環境配慮チェックシート)の詳細は、「浜松市環境配慮指針手引書」(下記の市ホームページ参照)をご覧ください。

事業者の皆様には、指針の趣旨を十分に理解していただき、積極的な環境配慮をお願いします。

なお、指針で示す開発事業を実施する際の環境配慮事項については、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づいて、必要な指導・助言をしていきます。



■浜松市環境基本条例（第6条） ※浜松市環境基本条例では、第6条で事業者の責務が規定されています。（事業者の責務）

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

■浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

この制度は、浜松市内において、原則として、市街化区域で2,000m²以上、市街化調整区域で5,000m²以上、都市計画区域外で2,000m²以上の土地利用事業(建築物や工作物の新築・改築など)について、その適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって住民福祉の向上と市の均衡ある発展に資することを目的としています。



【問合せ先】

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

TEL : 053-453-6149 FAX : 053-450-7013

E-Mail : kankyuu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

市ホームページ : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

平成 27 年 3 月発行